

令和 7 年度第 1 回 豊郷町下水道事業審議会資料

豊郷町上下水道課

① 豊郷町下水道事業の成り立ち

豊郷町の下水道は、琵琶湖流域下水道東北部処理区の特定環境保全公共下水道として、1997年度（平成9年度）に特別会計を設置し、同年度に供用を開始しています。当町の下水道事業は上下水道課に属しており、令和2年4月1日に地方公営企業法の全部を適用しています。

町内全体区域の下水道整備を計画的に推進した結果、2023年度（令和5年度）末における下水道整備面積は373ha、整備延長は78km、下水道普及率は99.99%に達しており、滋賀県内の平均下水道普及率92.5%（令和4年度末）と比べますと、県内でも高い水準に達しています。



②公営企業会計の仕組みについて

一般会計との違い

地方公共団体においては、いくつかの会計区分が存在します。
そのいくつかの会計区分の中でも、地方公営企業である豊郷町下水道事業では公営企業会計が適用されています。

会計区分	概要	決算
公営企業会計	事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計 (例：上水道、下水道、病院など)	損益計算書等の財務諸表
一般会計	町税や国からの補助金などの収入を配分し、教育・福祉、道路・公園の整備など、主に町の基本的な行政サービスを行う会計	決算書のみ

独立採算制とは

地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則）

地方公営企業の経費は、一般会計で負担すべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

水道、下水道事業のなかで、一般会計が負担すべき事業も行うため、これらの経費に料金を充ててはならない。

一般会計が負担すべき事業

- 水道事業 ・・・ 消火栓の設置や維持管理経費など
- 下水道事業 ・・・ 雨水の処理に関する経費など

上記の経費を除き、水道の供給、下水道処理に関する経費は「適正な料金・使用料」で賄うことが原則とされています。公営企業は、一般会計からの過度な支援に頼ることなく、水道料金や下水道使用料などの自主財源で経営を行うこと、つまり独立採算による経営が求められています。

下水道事業

収益的収支

収益

費用

収入

支出

1年間の下水道使用料などの収入

維持管理費

減価償却費

純利益

国・県補助金

企業債（借入金）

施設の整備・更新に
かかる支出

過去に借り入れた企業債
(借入金) の償還金

損益勘定
留保資金

不足額

建設改良
積立金等

なぜ公営企業なのか

公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計とは異なり、民間の企業会計と同様に損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することで、その事業の経営や資産状況をより正確に把握することが可能になっています。

- ◆正確に課題の把握、対策を行うために

民間企業の会計基準に近い形で財務諸表の作成を行う一般会計よりも経営状況を明確化

「行政経営の見える化」＝ 公営企業会計



経営に要する経費の的確な
算出

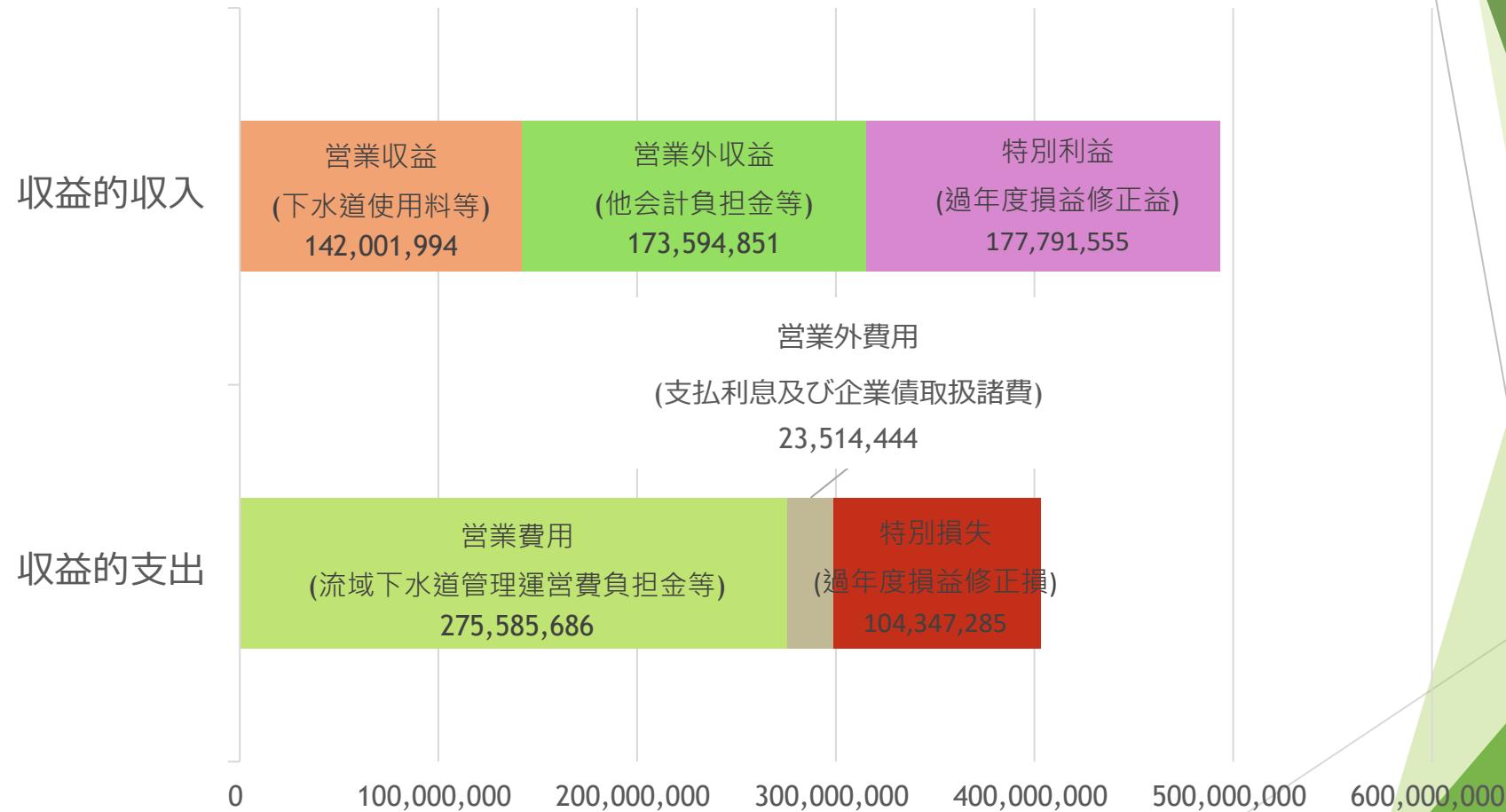


より適切な使用料設定

③豊郷町下水道事業の現況について

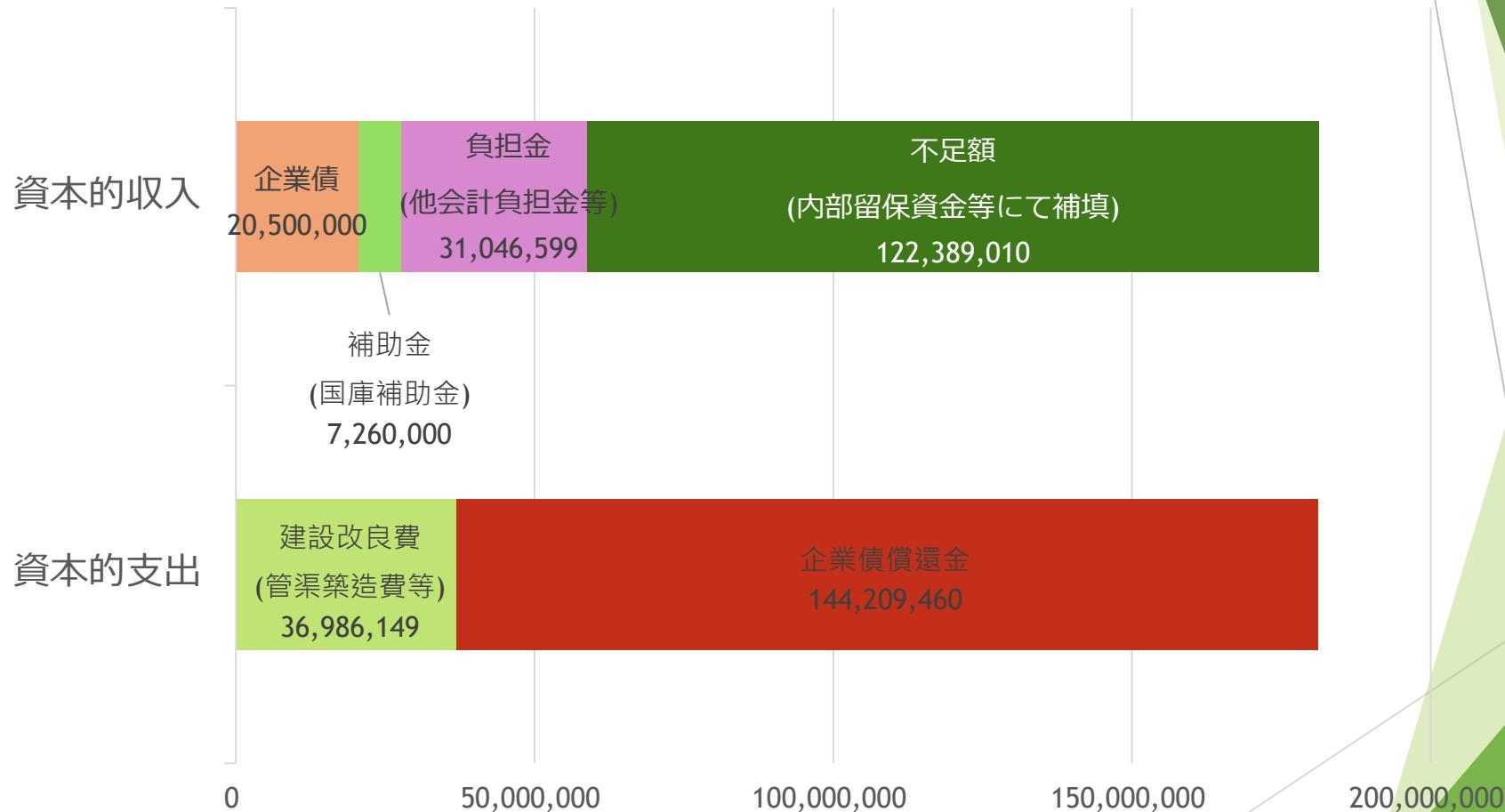
令和5年度決算

(2) 収益的収支(円)

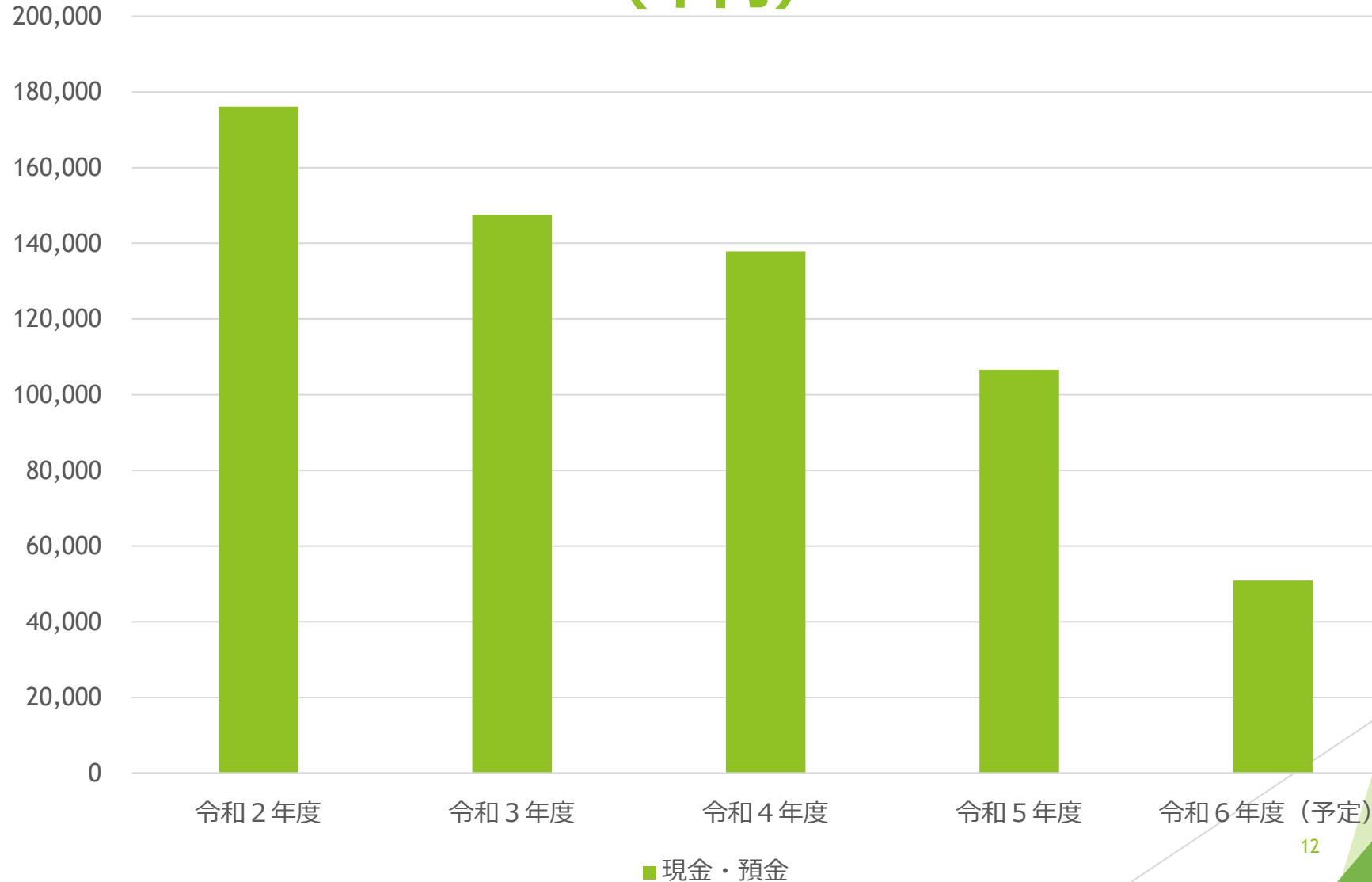


令和5年度決算

(2) 資本的収支(円)



現金・預金の推移 (千円)



投資・財政計画について（経営戦略より） (千円)

